

軽井沢町学校支援ボランティア登録制度に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域とともにある学校づくりを推進するため、軽井沢町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動として学校においてボランティア活動を行う住民（以下「学校支援ボランティア」という。）の登録及び紹介を行う制度（第14条及び第15条において「学校支援ボランティア登録制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「学校」とは、町内に設置された小学校及び中学校並びに放課後子ども教室（軽井沢町放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成27年輕井沢町教育委員会告示第3号）に規定する軽井沢町放課後子ども教室推進事業をいう。第9条第1項第5号において同じ。）をいう。

（活動の内容）

第3条 この要綱における学校支援ボランティアの活動の内容は、次のとおりとする。

（1）教育活動支援

- ア 各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別支援教育等における支援
- イ 学校行事、クラブ活動又は部活動における支援
- ウ 軽井沢町放課後子ども教室推進事業実施要綱第3条各号に掲げる事業の支援

（2）環境整備支援

- ア 学校の施設等の修復
- イ その他学校の環境の整備

（3）前2号に掲げるもののほか、学校から要請のあった支援で教育長が必要と認めるもの

（登録）

第4条 学校支援ボランティアの登録を受けようとする者は、学校支援ボランティア登録申込書（様式第1号）により、教育長に申し込むものとする。

2 教育長は、前項の規定による登録の申込みをした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をするものとする。

(1) 18歳以上の者であって学校における教育活動及び教育環境の向上に寄与する知識、技能及び意欲があると認められるもの

(2) 教育長が特に認める者

3 教育長は、前項の登録を受けた者（以下「登録ボランティア」という。）に関する必要な情報を記載した名簿を学校に提供するものとする。

（謝金等）

第5条 学校支援ボランティアの活動については、謝金及び費用弁償は支給しない。

（補償）

第6条 登録ボランティアが受けた学校支援ボランティアの活動中の事故に起因する被害の補償については、軽井沢町総合災害補償規程（平成2年輕井沢町訓令第5号）を適用する。

2 教育長は、前項の規定による補償の対象とならない事象については、補償する責任を負わない。

（登録内容の変更）

第7条 登録ボランティアは、登録事項に変更があったときは、学校支援ボランティア登録変更届（様式第2号）により、速やかに、教育長に届け出るものとする。

（登録の辞退及び取消し）

第8条 登録ボランティアは、学校支援ボランティアの登録を辞退しようとするときは、学校支援ボランティア登録辞退届（様式第3号）により、教育長に届け出なければならない。

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 教育長が登録ボランティアとの連絡を取ることができなくなったとき。

(2) 教育長が特に必要があると認めるとき。

(遵守事項及び守秘義務)

第9条 登録ボランティアは、学校支援ボランティアの活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童及び生徒の健全な育成に努めること。
- (2) 教育長及び教職員又は指導員の指示に従うこと。
- (3) 政治、宗教又は営利に関する活動を行わないこと。
- (4) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 活動中に事故があったときは、速やかに、当該学校の校長（放課後子ども教室にあっては、軽井沢町放課後子ども教室推進事業実施要綱第8条第1号に規定するコーディネーター。次条及び第13条において同じ。）に報告すること。

2 登録ボランティアは、学校支援ボランティアの活動に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。登録ボランティアでなくなった後においても、同様とする。

(登録ボランティアの紹介依頼)

第10条 登録ボランティアの紹介を受けようとする学校の校長は、当該学校支援ボランティアの活動を必要とする日から起算して14日前までに、学校支援ボランティア紹介（変更）依頼書（様式第4号）を教育長に提出するものとする。ただし、教育長が、緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により紹介を依頼した学校（以下「依頼校」という。）の校長は、当該依頼の内容に変更があったときは、速やかに、学校支援ボランティア紹介（変更）依頼書を教育長に提出するものとする。

(登録ボランティアの紹介)

第11条 教育長は、前条第1項の規定による依頼を受けたときは、その内容を審査し、登録ボランティアに照会するものとする。

2 教育長は、紹介しようとする登録ボランティアの同意を得て、依頼校に当該登録ボランティアの氏名、電話番号その他の必要な情報を提供するものとする。

3 依頼校は、前項の規定により登録ボランティアの紹介を受けたときは、

依頼校の責任において、事前に、要請しようとする学校支援ボランティアの活動の具体的な内容について当該登録ボランティアと打合せを行うものとする。

- 4 登録ボランティアは、依頼校から要請を受けた学校支援ボランティアの活動ができなくなったときは、速やかに、教育長に連絡しなければならない。

（責任の所在等）

第12条 教育長は、依頼校が学校支援ボランティアの活動を必要とする時までに登録ボランティアの紹介ができないこと又は不測の要因により登録ボランティアが活動できない状態となったことにより依頼校に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

- 2 依頼校と登録ボランティアとの間に生じた問題については、当事者間において解決を図るものとし、教育長はこれに関与しない。

- 3 教育長は、登録ボランティアによる学校支援ボランティアの活動により第三者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

（実績報告）

第13条 依頼校の校長は、要請した学校支援ボランティアの活動が終了したときは、学校支援ボランティア実績報告書（様式第5号）により、教育長に報告するものとする。

（庶務）

第14条 学校支援ボランティア登録制度に係る庶務は、生涯学習課において処理する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、学校支援ボランティア登録制度に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。